

総務文教消防委員会会議録（令和3年3月18日）

出席委員 青山委員長 大浦副委員長 竹原委員 原委員 岩城委員 古沢委員
欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市市長 石川副市長 伊東教育長 石坂総務部長 菅沼
会計管理者 按田消防署長 上田教育委員会事務局長 川
岸営繕課長 丸山税務課長 伊井監査委員事務局長 広田
学務課長 地崎生涯学習課長 落合子ども課長 相沢企画
政策課主幹 櫻井総務課主幹 奥村財政課主幹

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 山本主事

午前10時00分開会

青山委員長 ただいまから令和3年3月定例会総務文教消防委員会に付託された案件を審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

竹原正人委員、原明委員をお願いいたします。

日程第2、付託議案の審査に入ります。

議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第22号の6議案を一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算関係の議案の説明につきましては、全体委員会のみですることとなっております。

よって議案第8号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第8号）につきましては、当委員会での説明はしないことにいたしますが、当局のほうから追加で説明する事項はありますか。

（特になし）

青山委員長 ないようでしたら、これより質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言を願います。

竹原委員 歳出、8－15ページです。企画調整費の金額がコロナウイルスによる公共交通

事業者への運行協力補助ということで741万1,000円。これの拠出根拠を詳しく教えてほしいのと、これについては、事業者からの要請で予算執行されるのか、あるいはある程度の一定のルールの上で拠出するのか、少し詳しく教えてください。

相沢企画政策課主幹 お答えいたします。

拠出根拠といえますか、拠出の趣旨といえますか、理由といたしましては、今回の増額については富山地方鉄道に関するものでございますが、さきの12月議会と合わせまして、あいの風とやま鉄道と富山地方鉄道、これらにつきましては、通常、利用者の減がある中で、本来であれば本数の減少とかそういったようなものをしていたいところ、逆に本数が減ることによって車内の密が増えると、密状態が加速するということを防止するために、3密回避のために運行本数を維持していく。それにつきまして、感染症対策だということで、コロナ対策であるということで、今回、その運行経費について支援をさせていただくというものでございます。

実際の補助内容につきましては、本市やほかの自治体もほぼほぼですが、いわゆる県の補助の仕組みを基にしております。実際、事業者のほうからは、県のほう、あと市のほうにも、こういった今の経営状況であると。そういったような支援をいただきたいというような話をいただいております中で、県をはじめ関係自治体それぞれ、ほぼほぼ同一の補助内容で、今回、協調して支援をさせていただくというものでございます。

竹原委員 ということは、電車等の沿線自治体は、全て一定のルールの下で、全部参加で補助をしているという解釈でよろしいんですか。

相沢企画政策課主幹 富山地方鉄道につきましては、沿線自治体共通して支援をさせていただいております。

竹原委員 じゃ次に、その下の情報管理費です。新型コロナウイルス、光ファイバー網整備推進事業負担金。これ、前回、国からの内示があったものとはまた別立ての予算ということでもいいんですかね。

相沢企画政策課主幹 12月の予算もそうですけども、今回につきましては、コロナの地方創生臨時交付金を原資としておりまして、事業自体の補助とはまた別のものがございます。

ただ、今回の臨時交付金につきましては、本市で言えば、本市の負担の8割が国のほうの予算で、臨時交付金の額として上がってきているということで、それを原資としているものでございます。

12月につきましては、放送に関する部分を予算立てさせていただきまして、今回は残る通信部分について、追加といいますか、残額のほうを予算として計上させていただいたところでございます。

竹原委員 コロナウイルスの交付金で通信部分を賄うというこのやり方というのは、不正ではないという解釈でよろしいんですね。国では、何かこの使い方、おかしくないかと後から言われて、返せという場合もなきにしもあらずなので、今回コロナウイルスの交付金でこの事業に充てても大丈夫なのかという確認の質問です。

相沢企画政策課主幹 国のほうに確認して、問題ないということで対応してございます。

竹原委員 もういいです。

青山委員長 大丈夫ですか。

竹原委員 はい。

青山委員長 ほかにございませんか。

古沢委員 今のとちょっと関連するんですが、この3月の補正は令和2年度最終の補正だと思いますが、今話題になっていた、いわゆるコロナ対策の関連の地方創生臨時交付金ですね。9月だったか12月だったかにもお尋ねしたことがあるんですけども、国の総枠があって各自治体の限度額を見ながらそれぞれ示されていたと思うんですが、滑川市分については、この3月の補正分で示された限度額は満額予算計上したという考えでよろしいですか。

奥村財政課主幹 今委員さんがおっしゃられたとおりでございまして、12月議会で計上した部分につきましては、1次、2次で配分された分については全て予算計上済みでございます。

今回のNet3のほうの部分については、補助の裏として入ってくる臨時交付金になりますので、こちらも全て満額、今回で計上済みということになります。

古沢委員 もう一点、同じ8-15ページで財政調整基金8,300万、減債基金7,000万を積むということになっているのですが、これは今年度分の一般財源の、表現は適当かどうか分かりませんが、振り替えられる分を一般財源から積立金に積み増しするということですね。

奥村財政課主幹 そのとおりでございます。

古沢委員 数字を比較していないのでちょっと分からないんですけど、今年度途中で、いわゆるコロナ対策で財政調整基金を一部取り崩したのがありましたよね。あれは取り

崩したままになっているんですか。補正で戻せるような気がするんですけど。

奥村財政課主幹 今のご質問の件につきましては、取り崩したままの状態でございます、今回は一般財源、年度末に向けていろんな精査をした減額分も含めまして、今回積み増しをするという形になっております。

古沢委員 ちょっと細かいですが、8-17で、ひとり親家庭の給付金です。

前、説明があったときに、いわゆるDV被害者等の、戸籍はひとり親でないんだけど、実質的には1人になっているというところがあるというふうにも言われているわけで、これは微妙な問題があるんですけど、前の1人10万円の交付金のおきも話題になっていたと思うんですが、これはあくまで戸籍上ひとり親ということでないと対象にならないということからは、話は進んでいませんか。例えば、申出があつてどうのこうのということにはならないですかね。

落合子ども課長 現在、父親または母親がDV防止法に基づく保護命令を受けているということであれば、その事実をもって受給することができるというふうに確認をしております。

古沢委員 ちょっと立ち入ったことだけど、その保護命令というのは、裁判所かどこから出るんですか。

落合子ども課長 そのとおりです。

古沢委員 どの程度負担がかかるのかよく分からんけど、前もよく話題になっておつたので、今度新たに2人親の困窮世帯にも何か政府が考えるようですけども、ひとり親とは言いながら、ひとり親等に特定するのは微妙な関係もあるので、本当に困っている人に対応できるようにこれからも研究をしていただきたいと思います。それ以上言いません。

青山委員長 これに何かあれば。

落合子ども課長 事務、認定等の詳細につきましては、国から示されておりますので、それにのっとり、漏れなく処理していきたいというふうに思っております。

青山委員長 よろしいですか。

古沢委員 前の1人10万円の交付金のおきも同じような取扱いだったですかね。あれは世帯主にというあれだったでしょう。あれも結構批判があつたけど、実態は違う場合は対応できないのでしたっけ。分からんね。

伊井監査委員事務局長 前回の10万円の特別定額給付金の場合は、基本的には世帯主であると。ただし、世帯主じゃなくて、その世帯のほかの家族の方の口座に振り込みたいと

いう場合は、委任状といえますか、そういった物を記載していただきまして、それによって示された指定の口座に振り込むという形を取らせていただきました。

古沢委員 今の話との関連みたいなもの、何かこう、融通がならないんですかね。今のひとり親の場合と、戸籍上はひとり親じゃないんだけど、実態は別れている、例えば避難しているといったような場合の取扱いを大変危惧しているんですけど。

これは誰がどう答えればいいがだろう。

落合子ども課長 先ほども申し上げましたけれども、戸籍上まだ離婚はしていない。ただ、DV等の被害のために、被害というか、そのために別れておられるというような、そういうことがあれば、そのDVのために離れて暮らしているという、そういう証明、保護命令と言いましたけれども、そういったことをもって対象とすることができるというふうにされておりますので、それに従って処理したいというふうに思っております。

古沢委員 しつこいんですけど、そういう相談があつて、どこへどのように行ったらいいかわからない、実際にはね。そういう方もおられると思うので、そういった点でのアドバイスも親切にしてあげていただきたいと思います。

いいです。

青山委員長 大丈夫ですか。

ほかにございませんか。

竹原委員 8-21、22ページの学校関係の管理費で、感染対策用備品購入ということで、小学校、中学校、それぞれ2分の1補助ということでもありますけど、これは指定された例えば幼稚園だとかで、もう既に購入しているサーモセンサーみたいな物を示すのか、あるいはそれ以外で、学校が何でもいから対策になる物は欲しいという形なのか、指定された物品なのか、ちょっと詳しく教えてください。

広田学務課長 お答えします。

今回、ここに計上してありますのは、新型コロナウイルス感染症対策に関わって、3つの種類があります。1つは学校における感染症対策等の支援、もう一つは教職員の資質向上のための研修等の支援、3つ目が子どもたちの学習保障支援です。

コロナ対応としまして、各学校で必要とする物品等を集約しまして、さらに検討、または学校とも協議を図りまして、計画的に購入しております。

今回の補正に関しましては、小学校、中学校ともに自動水栓を設置し感染予防に努めるということで、各学校とも話を進めております。

ただし、自動水栓が既にある学校については、先ほど申しました学習保障等の項目、または別の形での感染予防のほうに予算を有効に使っていく計画であります。

竹原委員 今回の自動水栓についてはもう導入済みのところは別物というお話でしたけど、じゃ、学校の希望があれば、児童生徒数の規模によって予算配分が違うのか、それとも1校当たり幾らという形でしているのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

広田学務課長 文科省のほうから、1校当たりの補助の上限ということで、規模数に応じて割合が指示されております。それに従って計画しております。

竹原委員 今後もコロナウイルス対策で、学校側からこういった物があればいいという要望が来た場合に、今は国の補助が2分の1入っていますけど、これはしなきゃならないだろうというものが出てきたときは、当然国の補助金なり県の補助金なりを探しながらやられると思いますけど、緊急性があるといった場合には、市単独での対応も考えられているということによろしいですかね。

広田学務課長 コロナの感染状況、いまだ終息には至っておらず、第4波、第5波もあり得ることを想定して、どんなことが緊急に必要かと。まずそこをしっかりと踏まえて、今のうちに準備できることであれば、今の予算の中で既に対応しているということもありますので、先を見越した使い方ということについてまた計画していきたいと思います。

青山委員長 よろしいでしょうか。

竹原委員 はい。

大浦副委員長 8-21の教育費、事務局費がありますけど、教育のまちづくり事業基金積立金なんですけど、それ、すみません、基金の残高ってどれぐらいあるんですか。

広田学務課長 残高は2,369万8,000円でございます。

大浦副委員長 今回、寄附金を積み立てる額なんですけども、この基金に積み立てられる予算というか、一旦今回はこの10万円の寄附金を入れるという形になるのかなというふうに思っているんですけど、毎年この基金って、こういった場合に取り崩されたりしているのかなと思うんですけど、これ実際、毎年何かされているんですか。

広田学務課長 現在、教育委員会で高校生、大学生の奨学資金の事業を行っております。これに関しましては、これとは別の奨学資金の事業費で運用している、そういったお金がございます。こちらのほうは、これは、私、確かな情報ではないんですが、こちらの利子で運用していた時期もあると聞いております。今、利息が少なくなりましたので、奨学資金の基金のほうで奨学資金の運営をしているんですが、こちらのほうに関しまし

ては、そういった意味で、今緊急にということはございませんが、今後の奨学資金等の事業の推移によっては、また考えていくこともあるかと思えます。

大浦副委員長 分からなかったんですけど、この基金の設置目的って何ですか。

広田学務課長 奨学基金に関わる以外の寄附をいただいております、学校の本や備品の購入が目的とされておりますが、現在は、既定の予算の中で、学校の本や備品を執行しておりますので、今は特に執行を緊急に要するということがございません。

大浦副委員長 分かりました。

多分、寄附者が教育関係のものに有効に活用してほしいということで教育委員会のこちらの基金に入れられるんだというふうに思っているんですけど、寄附者が取りあえず基金に積み立てるということを了承されたのだから考えたりもするんですけど、そういった認識でよろしいですか。

広田学務課長 寄附される方の思い、願い、子どもたちのためにということで承りますので、また有効な活用ということも考えてまいりたいと思えます。

青山委員長 質疑等、ほかにございませんか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、予算以外の議案について説明に入ります。

議案第10号 滑川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてから順次説明を求めます。

相沢企画政策課主幹 それでは、議案集の10-1ページをお願いいたします。議案第10号滑川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

資料集のほうでご説明いたします。資料集1ページをご覧ください。

本条例の改正理由についてでございますが、総合計画審議会につきましては、これまで、新たな計画を策定する際の意見の聴取などを目的といたしまして、その際に設置をしてきていたところでございます。

来年度からの第5次総合計画の開始に当たりまして、計画策定時のみならず、その後の進捗管理、これにつきましても意見をお伺いするという性格を持たせるために、今回、計画の策定時のみに限定している審議会の設置目的を計画の策定後も対象とするところでございます。

あわせて、今回の総合戦略につきましても、総合計画と一本化を図ったことに伴いまして、それぞれの委員会を統合するということが、審議会委員の上限数を引き上げ

るところでございます。

改正の内容につきましては、先ほど申しましたとおり、審議会の設置目的につきまして、これまで策定時の設置に限定していたものを策定後も対象とするということにしたこと、また委員の上限数につきまして、これまで20人としていたものを改正後は25人とするところでございます。

新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

なお、施行期日につきましては、4月1日からを予定しております。

以上でございます。

櫻井総務課主幹 それでは、私から、議案集11-1ページをお願いします。議案第11号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集で説明いたしますので、資料集の3ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令が令和3年2月13日に廃止されたことから、当該条例において引用していた部分、新型コロナウイルス感染症の定義の部分について、所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、裏のページ、4ページをご覧ください。新旧対照表になります。

線を引いてある部分ですが、従来の定義では、「政令第1条に規定するもの」と法令を引用しておりましたところを、別の表現、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスである感染症」という表現に変更するものでございます。

3ページにお戻りください。施行期日は公布の日からですが、令和3年2月13日から適用するものであります。

続きまして、議案集の12-1ページをお願いいたします。議案第12号 諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。議案資料集で説明いたしますので、資料集の5ページをお願いします。

改正の理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律の一部が令和3年1月1日に施行されまして、「特例基準割合」の名称等が「延滞金特例基準割合」に改められたことにより文言を整理するもので、既存の条例のうち特例基準割合の規定を設けている条例についても税に準じた内容とするため、関係条例を一括して改正するものでございます。

主な改正の内容としましては、一括して整備する条例の中で特例基準割合という文言

を延滞金特例基準割合に改めるものであります。改正する条例ですが、(1) 諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例から、(7) 滑川市特定公共賃貸住宅条例までの7本の条例を改正するものであります。施行期日は公布の日からですが、令和3年1月1日から適用するものであります。

なお、6ページ以降の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

私からは以上です。

落合子ども課長 議案集の13-1ページの議案第13号 滑川市東部小学校区放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。説明は資料集でお願いします。13ページをお願いします。

まず、改正理由でございますが、西部小学校区放課後児童クラブ施設につきましては、間もなく完成し、4月から供用開始となるところでございますが、学童施設を新たに設置するに当たり、東部小学校区の施設設置について規定する既存の条例に、西部小学校区の施設設置についても追加で規定することとし、当該条例に所要の改正を行うものでございます。

改正内容ですが、3点ありますけれども、まず1点目は条例名の変更でございます。従来は、市内の学童専用施設が東部小学校区の1つだけだったことから、東部小学校区放課後児童クラブ施設設置条例としておりましたけれども、新たに西部小学校区の施設が加わることから、条例名を「滑川市放課後児童クラブ施設設置条例」とし、施設の名称と位置を別表として載せることとしております。

第2条及び別表関係でございます。新たに追加となる施設の名称は「西部小学校区放課後児童クラブ施設」。また、施設の位置は滑川市沖田新100番地1でございます。

また、第3条、職員の規定につきましては、子ども・子育て支援新制度のスタートに合わせて制定した別の条例で定めており、第4条の対象児童に関する内容は、施設整備の趣旨にそぐわないとして、今回、削除しております。

施行期日につきましては、令和3年4月1日。14ページの新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

私からは以上です。

按田消防署長 それでは、議案集22-1ページをお願いいたします。議案第22号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。説明は資料集で行います。資料集の123ページをお願いいたします。

議案第22号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について。制定理由とし
まして、消防団運営の安定化を図ることを目的として、当該条例において規定している
消防団員の定年について、所要の改正を行うものであります。

改正内容としまして、第4条関係、(1)定年の改正でございます。団長、副団長及び
分団長の定年を65歳から68歳に引き上げるものでございます。(2)としまして、市長が
特に必要と認める場合については、団長の定年を延長可能とする規定を追加いたします。

施行期日については公布の日でございます。新旧対照表については説明を省かせてい
ただきます。

青山委員長 それでは、これより質疑に入ります。質疑のある委員は挙手の上、発言を願
います。

竹原委員 資料集の1ページですね。総合計画審議会条例の一部の改正ということで、審
議会委員を20人から25人に引き上げるというお話でありましたが、委員も、例えば各種
団体の長だとか、いろいろ、どの委員会といたしますか、市議会も固まった方がいつも参
加されておるのかなというふうにも見えて、それこそ当局側でつくった原案をただただ
承認してもらえるだけのような審議会ではなくて、せつかく5人増やすのであれば、若
い人だとか、例えば首都圏から移住してきた人だとか、いろんな意味で地元以外の方も
ぜひ参加してもらえるような、そういう審議会というのは考えていませんかね。

相沢企画政策課主幹 審議会委員の内容につきましては、ある程度市内の各種団体の方を
網羅させていただくとともに、今ほど議員さんのご指摘があったとおり、そういった団
体に属さない方でも、いろんなご意見をいただきたいということで、例えば公募という
ような形を取って、そういった決め職といたしますか、そういう方でないご意見もいただ
けるようにというふうに考えております。

ちょうど来年度、新たな委員の選定になりますので、そういったようなことも踏まえ
てまた検討させていただきたいと思っております。

竹原委員 新しい風を入れていただいて、やっぱりざっくばらんに議論できる、そういっ
た審議会にしてほしいんですよね。ただ当局でつくったものを出して、「これでどうです
か。」「いいですね。」というような審議会ではなくて、それを積み上げていく上の過程で、
いろんな意見を皆さんから出していただけるような場の提供をぜひしてください。これ
は要望です。

相沢企画政策課主幹 また、そういったことも踏まえていきたいと思っております。

青山委員長 ほかにございませんか。

大浦副委員長 すみません、私も同じところなんですけど、なぜ増やすのかなと思ったときに、その戦略策定委員会の委員の今の数が何か25なのかなと書いたんです。これ、条例をちょっと調べることができなかつたので聞くんですよ。今、何人なんですか。

それと、あと、すみません、ここで2つ参加されている方はいらっしゃるのかなというのも思うんですけど、どうですか。

相沢企画政策課主幹 総合戦略の委員会につきましては、今回新しい計画を策定する中で、昨年度から総合計画の委員会等で一体化して実際に運営しております。

委員の方々の内訳といたしましては、ほぼほぼ重なっている方でございます、総合戦略の場合、金融関係の方を入れることが望ましいというような、国からのそういった指針もございましたので、総合計画の委員の方、イコール、総合戦略の委員という方でもあるんですが、それに合わせまして、金融関係と、あと報道関係の方、そういった方を総合戦略の委員ということでお二人追加して任命をさせていただいたところです。名簿上は、合わせまして22人という形になっております。

大浦副委員長 今回増やされて、多分一緒の団体で、その団体の長が出ているイメージがあったので、プラス5人にしたら、そこの戦略の部分に行った人たちから結局その5人が自動的に流れてくるような、その団体も同じだという認識でいたんですけど、先ほど竹原委員からいろんな委員の選定があると言われたので、私も同じで、人数をただ増やすだけではなくて、いろんな意見が出るような委員会にしてほしいというようなお願いです。ありがとうございます。

青山委員長 今の話なんですけど、私、一般質問にも入れさせていただいて、県の地方創生の戦略会議みたいな形に変えていけばどうですかというような内容だったんですけども、そこで今ほど相沢主幹さんからお話しいただいたとおり、常時これからやっていくための組織づくりを今やっていくということで、恐らく、ということは会議自体を、今審議会で内容をつくるけれども、その後、要はアップグレードをだんだん、だんだんして行って、いろんな意見を吸い上げて行って、市政に反映していくというイメージだと思うんですけど、それで、認識、まず間違いないでしょうか。

相沢企画政策課主幹 審議会につきましては、先ほどもご説明しましたとおり、計画の進捗状況の管理といいますか、その中には当然施策についての評価といいますか、意見などもいただくこともあろうかと思えます。そういうのを通して市政へのご意見を伺って

いきたいというふうに思っております。

青山委員長 何か漠然として……。

市長はどう思っているのでしょうか、この件に関して。

上田市長 どの委員会でもそうですが、各種団体の長、ないしは代わりの方が出られる会議もあります。公務で、これもあります。でありますから、やはりたたき台になる基の行政側から出すベースのようなものは、しっかりとしたものでないと話になりませんので、その辺しっかりと出して、皆さんに審議いただいて、新たな検討いただいたご意見を踏まえて、また申請をかけて増やしていくと。これが正しいと思っています。

青山委員長 今市長にもお話しいただいたとおり、多分、分かれて意見を言うのはあれですけど、3人の委員の思いが一緒に、恐らく外部からのいろんな意見を吸い上げてもらってということが趣旨なので、またひとつご検討願いたいと思います。

石川副市長 総合計画は今まで各団体代表ということが入っていたんですけども、地方創生の総合戦略を決めるときから、やっぱり報道関係者とか、特に金融関係者、財政的なことも含めて、そういうのを入れるのが好ましいということがあって、それに基づいてメンバーを選んでいました。金融界から、あるいは報道の関係者も。

それがずっと総合政策と総合計画と別々にこうなってきたので、今回、それに一本化しようということで、そういうメンバーを基本的には入れるんだろうと思いますけども。

それから、ここ数年前から公募委員ということで、大概いろんなところに2人程度は入れておるわけでありまして、今おっしゃったように、ほかからおいでになった方とか、あるいはより若い方の意見というのも入れるのは心がけてはいるんですけど、実際、勤務しておられるとなかなか出られるのは難しい。会なんかは、夜はやっているんですけど。

そういうこともありまして、いずれにしろ、これから皆さん方の意見等を踏まえながら、また進めていきたいと、このように思っています。

青山委員長 それについては、私は、よろしく願いますということで。

あと、もう一点、議案第22号の消防団ですけれども、実は改正に関してはいろいろお話も伺っていたので全然問題ないんですけども、この(2)の定年の延長で、市長が認めるときということで、団長のみ定年の延長可能で入れるということで、その辺の背景をちょっと教えていただければ。

按田消防署長 この背景につきましては、団長が定年間近において東日本大震災みたいな災害が起きたときに、団長を変えるわけにいかないと。その場合においては、特例をもって団長の任期を延ばしていかないと活動自体が終息しますので、継続した活動をするために特例を追加いたしました。

青山委員長 納得しました。

ほかに。

竹原委員 資料の14ページ、放課後児童クラブの条例改正なんですけど、第4条の登録してある児童だとか、その他市長が必要と認めた者だとかというのは削除となっていますが、実際毎年2月ぐらいに放課後児童クラブへ登録したい保護者向けの説明会というか、リクエストをする紙が出ていたと思うんですけど、それは今までどおり細則に残して登録希望者を募るという解釈でいいのか、それともそもそも、いつ来てもいいよというスタイルにする上で、この登録ということ、文言を省いたのか、どちらなのかちょっと。勘違いしていたら、ごめんなさい。

落合子ども課長 今のこの条例につきましては、施設の設置条例ということで、対象児童の内容を定めるべき条例ではないということで、今回省いております。

その対象児童については、市のほうで新制度がスタートしたときに、放課後児童クラブの運営とかそういうものを定めた条例がありますので、そこで定めていると。また、その下に実施要綱というものがございまして、その中で詳しく定めているということでございます。

手続等につきましては、従来どおり、新入生については1月以降ぐらいに事務説明会を保護者向けにしますけれども、その際に登録していただくと。緊急な事由で急遽利用が必要になった場合は、クラブ側と協議していただいて、利用していただくという従来からの流れは、それは、変更はございません。

竹原委員 緊急、今のこのご時世ですと、お母さんが新たに仕事を探すために面接に行くだとかいろんな事例があると思うんですけど、その2月の登録時期を逃したら、いわゆるマンスリー、4月以降で何か仕事が決まって子どもを預けたいといったときに、当該クラブから何か嫌な顔をされて、入ってくれるなというような雰囲気が出ているというのを以前伺ったこともあって、もっと利用しやすい環境というのを、ちゃんと現場とすり合わせをしてやってほしいなというふうに思います。

落合子ども課長 各クラブ側には、年度年度で保険加入等の手続があるので、あらかじめ

まとめたというか、期限を設けて事務処理を行っている。ただ、年度途中で緊急の要件によって申込みをされた場合も、それは詳しく、その理由というか、状況等を確認して利用していただくということは、各クラブされていると思いますので、その辺は改めてまた周知したいというふうに思っております。

竹原委員 途中年度で受け入れ人数が変わって、例えば指導員の人数も法律上増やさなければならないという事例があるとしたら、それも対応上大変だと思いますので、そこはまた今後、嫌な顔をしない現場であってほしいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

青山委員長 答弁、必要ですか。

竹原委員 要りません。

青山委員長 ほかに質疑等ございますか。

(質疑する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、付託議案に対する討論を行います。

討論を希望される委員は挙手を願います。

(討論する者なし)

青山委員長 ないようでしたら、これにて討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第22号の6議案を一括して採決を行います。

議案第8号 令和2年度滑川市一般会計補正予算（第8号）

議案第10号 滑川市総合計画審議会条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 滑川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 諸収入督促手数料及び延滞金徴収に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 滑川市東部小学校区放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 滑川市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

以上の案件について、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

青山委員長 賛成全員。よって、議案第8号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第22号の6議案につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前10時46分議決

青山委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他につきまして、当局のほうから何かありましたら、お願いいたします。

相沢企画政策課主幹 それでは、企画政策課のほうから、行政手続におけます押印の見直しについてご説明をさせていただきたいと思います。資料をお配りしてございます。資料をご覧くださいと思います。

本件につきましては、国や県、ほかの自治体でも同様の見直しが図られていることにつきましては、委員の皆さんはご承知のことと思います。本市におきましても、資料1にありますとおり、市民や事業者に対しまして、各種の手続の書類におきまして押印を求めているものにつきまして、その趣旨に合理的な理由が認められないもの、また本人確認を目的としているものであれば、他の手段よりその代替が可能なもの、こういったものについては原則押印を廃止するという方針の下に、現在見直しの作業を進めておるところでございます。

2番の内容に記載してありますとおり、市民や事業者に対して押印を求めている書類のうち、市の規則で定めるものにつきまして見直しを行いました結果、およそ800件、約8割、ほぼ9割に近いものでございますが、その処理について押印を廃止することを予定してございます。

内容にしましては、多岐にわたりますが、主なものといたしましては、各種の補助金等の申請書類や、住民票や税の関係の証明の申請書類、そういったようなものがございます。

なお、会計関係や職員の身分等に関するそういった庁内の事務に係るものにつきましては、引き続き、今後検討するところでございます。

実施日につきましては、新年度4月1日からを予定しているところでございますが、当初半年間は移行期間ということでございまして、押印での対応も可能としているとこ

ろでございます。

押印を廃止する書類につきましては、ホームページ等で周知するとともに、判こに代えて本人確認が必要なものにつきましては、新たにそういったようなものを求めるといったような事務もございますので、この移行期間中に各課において周知等を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

菅沼会計管理者 会計課からは、窓口での諸証明交付手数料等のキャッシュレス決済導入について説明させていただきます。

窓口での証明交付手数料等の支払いにキャッシュレス決済を導入し、市民の利便性の向上を図るとともに、コロナ禍における感染リスクを低減させるものでございます。

運用開始は令和3年4月1日、導入決済はペイペイのQRコード決済でございます。運用窓口につきましては、税務課、市民課、図書館窓口の諸証明等の交付手数料、ただし他市町村の各種証明書発行手数料、マイナンバーカードの再発行手数料は除きます。そのほか、図書館、博物館のカフェコーナーでも利用いただけることとしております。利用方法につきましては、利用者がスマートフォンでQRコードを読み取り、金額を入力します。そして、職員が入力金額を確認した後、決済をしていただくというものを思っております。

会計課からは以上でございます。

丸山税務課長 税務課からは、固定資産税賦課処分等取消し請求事件の経過について報告申し上げます。

昨日ウェブ会議で5回目の弁論があり、裁判官による争点整理の確認が行われたところであります。次回は5月19日に行う予定であり、裁判所の求めに応じ、双方が書面を提出することになっております。

税務課からは以上であります。

青山委員長 これにつきまして、委員のほうからは何かございますか。

竹原委員 判この話でちょっと確認をお願いします。

住民票だとか納税証明書だとか、第三者が、この方が欲しいということで委任を受けて提出した場合、当然委任された側の本人確認が必要になるとは思いますけど、そういった場合って、判こはその委任した人に今までだったらもらっていたと思うんですけど、その判こもなくなるということなんですかね。

相沢企画政策課主幹 そういった委任状といいますか、あと誓約書、もしくは第三者の証明が必要なもの、そういったようなものにつきましては、今回は押印を廃止しないという取扱いをさせていただきます。

竹原委員 第三者の方の本人確認の場合は、通常ですと免許証だとかマイナンバーカードだとかいろいろ提出してくれと言われるんですけど、果たしてちゃんと本人確認って窓口でされているのかなと。

何が気になったかといいますと、免許証ってゴールドであれば5年に一回の発行じゃないですか。そしたら、女性の方って、きれいに美容院に行って、眼鏡の方でもコンタクトを入れて、今のこのご時世、コロナですから、コンタクトを入れずに眼鏡をして、マスクをして、普通の格好で化粧もせんと来たら、本人じゃないがだちゃね、顔写真と現物が。そしたら、果たしてそれで窓口が本人確認というのを理解できるのか、そこら辺の解釈がちょっと曖昧じゃないかなと思うがです。

例えばスマートフォンだとか免許証って第三者にちゃ、なかなか貸し出すものではないですから、それは当然、免許証を見せて、顔も見んと、名前と住所さえ書いてあるものと一緒なら、はい、いいですよと言うのか、それともしげしげと顔を見て、こう、本当に確認しているのか。そこはちょっと窓口で、判こを押さずに簡素化なら、本人確認もどこまで踏み入ったことになるのかちょっと考えていただきたいなど。以前、石坂部長には話をしたんですけどね。

相沢企画政策課主幹 来庁の方にご不快のないような形で本人確認を正確にしていきたいと思ってございます。

竹原委員 よろしくをお願いします。

青山委員長 ほかに。

岩城委員 そしたら、ちょっと関連で。

押印の廃止、本人確認が必要な書類ということになれば、どこまでのことを許されるがかなと。免許証は多分いいとは思いますが、保険証もいいのか、まさか議員手帳は駄目だと思うけども、どこら辺りまでの範囲を思っておられるが。

相沢企画政策課主幹 確認の内容によって、求めるものといいますか、証明が妥当なものも異なってくるかと思しますので、基本的には各課等で検討するところでございますが、今ほどありましたとおり、例えば免許証やマイナンバーカード、また保険証、またほかの物との組合せとか、そういったようなものを今現在想定しているところでございます。

岩城委員 保険証だったら、ちょっと、写真がないし、どうかなというような気もしましたので、また検討して不正のないように求めます。

以上。

青山委員長 答弁ありますか。大丈夫ですか。

相沢企画政策課主幹 本人確認については、きちんと対応できるように努めてまいりたいと思います。

青山委員長 ほかにございますか。

大丈夫ですか。

(質疑する者なし)

青山委員長 そのほか当局から何かあれば。

(特になし)

青山委員長 当局のほうはないので、委員のほうから何かございますか。

(特になし)

青山委員長 ないようですので、これにて令和3年3月定例会総務文教消防委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時55分閉会